

災害発生時に活用できるツールの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市海外観光客誘致促進協議会（以下「協議会」という。）において作成した、災害発生時に施設の管理者が観光客の避難誘導等に活用できるツール（以下「ツール」という。）の使用方法等について必要な事項を定めるものとする。

(使用方法)

第2条 ツールの種類や配布方法等は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用料等)

第3条 ツールの使用料は無料とする。

2 ツールの使用に係る経費については、使用者の負担とする。

(ツールの配布)

第4条 函館市のホームページからデータを取得できるものとする。

(遵守事項)

第5条 ツールの使用にあたり、使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ツールを使用して虚偽や悪意を持った避難誘導等を行わないこと。
- (2) 発令されている避難情報等に応じた適切なツールを使用すること。

(責任の制限)

第6条 ツールは、使用者の責任において使用すること。

2 ツールの使用者が、ツールの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、協議会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する

附 則

この要綱は、令和7年6月11日から施行する